# 令和 4 年度厚生労働行政推進調查事業費補助金 (政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」 分担研究報告書

## 独仏瑞における障害者所得保障:3か国の比較

研究分担者 永野 仁美 上智大学法学部教授

#### 研究要旨

本研究では、研究協力者(名古屋大学法学部中野妙子教授、関西大学法学部福島豪教授)の協力を得て、ドイツ・フランス・スウェーデンにおける障害者所得保障制度について調査を行った。また、その成果をもとに、これら 3 か国における障害者所得保障制度(特に障害年金)の比較・分析を行い、今後の日本の障害年金制度の在り方について、一定の示唆を得ることを試みた。

#### A. 研究目的

本研究の目的は、ドイツ・フランス・スウェーデンにおける障害者所得保障制度(障害年金制度、及び関連制度)について調査し、比較法の観点から、日本における障害年金制度の在り方に対し一定の示唆を得ることにある。

## B. 研究方法

本研究では、ドイツ・フランス・スウェーデンの障害者所得保障制度について、研究協力者である中野妙子教授、及び福島豪教授からの協力を得つつ、文献調査(法令・書籍・インターネット)と、オンラインでのインタビュー調査を行った。その後、3か国における仕組みの比較・分析を行うことで、日本の障害年金制度に対する示唆を得ることを試みた。

#### C. 研究結果

ドイツ・フランス・スウェーデンにおける障害 者所得保障制度の基本的な情報を収集する ことができた。様々な論点について調査したが (詳細は添付の報告書を参照のこと)、以下で は、障害年金の位置付けと障害要件について、 簡潔にまとめる。

まず、ドイツでは、老齢年金と同じ枠組みの中で障害年金の支給がなされている。障害年金は、「被保険者の稼得能力の減退」に対する給付と位置付けられており、完全稼得能力減退及び一部稼得能力減退の場合に、支給される。障害年金を補足する社会扶助に属する仕組みとして、障害時基礎保障の仕組みも存在している。

フランスでは、老齢年金ではなく、疾病保険 の枠組みの中で障害年金の支給がなされて いる。障害年金は、ドイツと同様に、「労働・稼得能力の減退」に対する給付と位置付けられており、労働・稼得能力が3分の2以上減退している場合に支給される。ただし、障害者に対する所得保障の仕組みとしては、障害年金と並んで、社会扶助の仕組みである成人障害者手当(AAH)が重要な役割を果たしており、予算規模や受給者の規模は後者の方が大きい。

スウェーデンでも、疾病保険の枠組みの中で障害者に対する所得保障給付がなされている。19歳に達する年の7月から30歳未満を対象とする活動補償金と30歳から老齢年金の受給開始前まで支給される障害補償年金の2つからなり、これらは、独仏と同じく、「労働能力の低下」に対する給付として位置付けられている。そして、労働能力が4分の1以上低下した場合に、低下の程度に応じて設定された額の支給が行われる。スウェーデンのみに見られた特徴としては、居住に基づく給付によって、1つの制度の枠の中で、最低所得保障を行っていることを挙げることができる。

### D. 考察

ドイツ・フランス・スウェーデンの3か国に共通して、障害年金は「稼得・労働能力の減退」に対する給付と位置付けられていることが分かった。その帰結として、障害要件も「稼得・労働能力の減退」の観点から設定されている。この点は、障害年金における障害を「日常生活に

対する制限」と捉える日本とは大きく異なって おり、また、実際の障害認定が、日本では、機 能障害をベースとする医学モデルに立脚して なされていることとも異なっている。

もっともドイツ・フランスにおける障害年金の 仕組みは、稼得活動に従事している者の労 働・稼得能力の低減に対する給付という性格 を有し、あらゆる人を対象とする日本の基礎年 金制度とは性格を異にする。ただ、日本の基 礎年金制度に類似する仕組み(居住に基づく 給付)を備えているスウェーデンにおいても、 障害年金は「労働能力の低下」に対する給付 として位置付けられている点は、注目される。

#### E. 結論

現在の日本では、就労における困難性とは 無関係に障害年金の支給が行われているが、 その結果として、就労により所得を得ることが できていないにもかかわらず、障害年金を受 給できない者が発生している。障害年金制度 が抱える課題は複数あり、それぞれが重要性 を有しているが、とりわけ障害年金と就労との 間の関係については、改めて再考する必要が 高いのではないか。

- F. 健康危険情報 なし
- G. 研究発表

1.論文発表

・「目的から考える障害年金の要保障事由」『障害法』6号、29-41頁、2022年。

## 2.学会発表

- ・「目的から考える障害年金の要保障事由」 日本障害法学会第 6 回研究大会(令和 3 年 11 月オンライン開催)。
- H. 知的所有権の取得状況の出願·登録状況
  - 1.特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他

なし